明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二五）　一

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（法務七八）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同七九）　三
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁一八）　四
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働七〇）　四
○介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（同七一）　四
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（農林水産五六四）　四
○保安林の指定をする件（同五六五～五七一）　五
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（国土交通二一一）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二一二）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同二一三）　六
○道路に関する件（関東地方整備局五四～五九）　七
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同六〇）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（同六一）　七
○都市計画に関する件（中部地方整備局三三～三六）　八
○道路に関する件（同三七～三九）　八
○都市計画に関する件（近畿地方整備局五六、五七）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔官庁報告〕

労働　一〇

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁　二
建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　二
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三
特殊法人等　三
企業年金基金変更関係　三
会社その他　三

省　令

○厚生労働省令第二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第二項、第百十五条の四十七第五項、第六項及び第八項並びに第百七十六条第一項第二号並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第二号及び第四項並びに第四条第一項第九号の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十条の六十三―第百四十条の六十八」を「第百四十条の六十二の三―第百四十条の七十二」に、「第百六十条」を「第百五十九条の二・第百六十条」に改める。

第十七条の六から第十七条の八までの規定（見出しを含む。）中「第八条第二十条」を「第八条第二十項」に改める。

第二十二条の二十三第一項中「介護全般に関する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程（以下「一級課程」という。）、訪問介護に関する二級課程（以下「二級課程」という。）及び訪問介護に関する三級課程（以下「三級課程」という。）」を「介護職員初任者研修課程」に改める。

第二十二条の二十四第一項中「、演習及び実習により行う」を「及び演習により行うものとし、必要に応じて、実習により行うことができる」に改める。

第二十二条の二十六第一項第二号中「及び課程」を削り、同項第六号中「実習施設」を「実習を行おうとする者にあっては、実習施設」に改める。

第二十二条の二十七第一項各号を次のように改める。

一　修業年限は、おおむね八月以内であること。
二　研修の内容は、第二十二条の二十三第二項に規定する基準以上であること。
三　前号に規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
四　講師は、介護職員初任者研修課程を教授するのに適当な者であること。